

第3回理事会開催

日時：平成24年10月3日（水）14時から

場所：茨城県開発公社ビル3F会議室

出席者：会長、副会長、相談役、理事、各支部長、監事、事務局長
(出席者36名)

(1) 審議事項

第1号議案 規定集の発行について

規程集の改定にあたり、会則の記述様式をひな型とし、誤字誤植と判断される文言は訂正することとしました。

(2) 報告事項

ア 会費納入方法の変更に伴う課題等について
会費の取扱をゆうちょ銀行に加え他の金融機関まで広げることについては、振込者名識別に文字数制限等の課題があるため、これらについては、きめ細やかな広報をし、周知徹底を図って行くこととしました。

イ 平成24年度行政書士広報月間について

石井広報部長から実施計画等について報告がありました。また、茨城県のホームページについて紹介がありました。

また、安市民法務部長から、電話無料相談事業について茨城県広報紙「ひばり」に有料広告を掲載し、周知を図ったことが報告されました。

ウ 各部からの事業計画・報告について

各部から、事業の執行状況について報告がありました。

(3) その他

理事会ミーリングの活用方法について意見交換がありました。

お知らせ

会費の納入方法について次のとおり改正しますので、お知らせします。
なお、実施時期につきましては平成25年度を目指しています。

※ ゆうちょ銀行からの「自動引落」につきましては、従来通り手数料は本会の負担とします。

「口座振込」をされた際は、振込手数料は各自の負担となります。

平成24年度「行政書士制度広報月間」について

行政茨城9月号にてお知らせしました通り、10月1日から31日にかけて広報月間に伴う活動を行いました。

各支部・各会員の絶大なるご支援・ご協力をい

ただき誠にありがとうございます。

詳細結果につきましては現在集計中ですので、次号にてご報告申し上げます。

行政書士制度広報月間及び市民相談センターのPR

日時：平成24年10月10日（水）13：20～13：30

場所：茨城放送（IBS）

事業の内容

國井会長が茨城放送の看板番組『スマイル スマイル』に生出演し、行政書士制度広報月間と市民相談センターのPRを行いました。

國井会長は行政書士制度について熱く語られ、大いに行政書士制度の普及浸透を図ることができ

ました。毎年ご協力いただいております、茨城放送の皆様ありがとうございました。また各支部の協力のもと、各地で無料相談会が開催されました。おかげさまで充実した行政書士広報月間とすることができました。各事業にご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

國井会長が茨城放送『スマイル スマイル』に生出演



左から國井会長、柴田 明子アナウンサー



建設部 上級者向け第1回実務研修会

日 時：平成24年10月 2 日（火） 13：30 ～ 16：00

場 所：茨城県開発公社ビル 3階中会議室

参加人数：37名

研修内容

研修テーマ

税務申告書から見る財務諸表作成の留意点

講師

ワイズ公共データシステム株式会社

取締役 藤井 正紀 様

株式会社ワイズ

営業部 佐藤 竜也 様

研修の詳細

紙資料、パワーポイントを使用し、税込決算書から税抜き財務諸表を作成する際の留意点について税務申告決算書をもとに、建設業財務諸表の作成方法を例題・実習を交えて解説していただきました。

研修の効果

初の上級者向け研修会として開催させていただきましたが、建設業財務諸表について実習を交えた講義を通じて、一層知識を深めることができ、有意義なものとなりました。



ワイズ公共データシステム株式会社 取締役 藤井 正紀 様



株式会社ワイズ 営業部 佐藤 竜也 様



研修会の様子①



研修会の様子②

平成24年度出張封印業務研修会の開催

日 時：平成24年9月7日（金） 午後2時00分～午後5時00分
場 所：茨城県自動車販売福祉センター 4階 大会議室
出席者：飯塚富雄副会長、大庭孝志運輸交通部長、関内聡副部長、田上悟史専門委員
出席人数：47名

研修テーマ

「出張封印業務について」

講師

綿引 力夫 様
（一般財団法人 関東陸運振興センター茨城支部
ナンバーセンター水戸 支部長）
小野田 秋浩 様
（一般財団法人 関東陸運振興センター茨城支部
ナンバーセンター水戸 課長）

事業内容

一般財団法人 関東陸運振興センター茨城支部
支部長の綿引力夫様、課長の小野田秋浩様に出張
封印業務の実務について、詳しく分かりやすい講
義をしていただいた。また、封印の現場を見学さ
せていただき、具体的な実務を学ぶことが出来て
大変有意義な研修であった。

平成24年度一般貨物実務者養成研修第5回・第6回・第7回の開催

日 時：平成24年9月7日（金） 午前10時00分～午後5時00分（第5回・第6回）
平成24年9月8日（土） 午前9時00分～午前12時00分（第7回）
場 所：茨城県自動車販売福祉センター 4階 大会議室（第5回・第6回）
いこいの村潤沼（第7回）
出席者：飯塚富雄副会長、大庭孝志運輸交通部長（講師）、関内聡副部長、田上悟史専門委員
出席人数：13名

研修テーマ

「トラック・自動車に関する知識(1)、(2)、(3)」

平成24年度一般貨物実務者養成研修第8回・第9回の開催

日 時：平成24年10月10日（水） 午前10時00分～午後5時00分

場 所：茨城県開発公社 3階 中会議室

出席者：飯塚富雄副会長、大庭孝志運輸交通部長、関内聡副部長、田上悟史専門委員

出席人数：13名

研修テーマ

「トラック運送会社の経営に関する知識の習得
(1)、(2)」

講師

鈴木 数重 様

(茨城いすゞ自動車株式会社 営業部 企画推進課 課長)

山崎 英志 様

(茨城県貨物自動車運送適正化事業実施機関 適正化事業部長)

平成24年度第4回運輸交通部会の開催

日 時：平成24年10月23日（火） 午後4時30分～午後5時50分

場 所：茨城県行政書士会 事務局

出席者：飯塚富雄副会長、大庭孝志運輸交通部長、関内聡副部長、田上悟史専門委員

事業内容

- 1 平成24年11月28日に開催予定の運輸交通部業務研修会について
- 2 車庫証明・自動車登録・出張封印の名簿作成について
- 3 行政茨城11月号原稿について
- 4 田上悟史氏へ専門委員委嘱状交付



保健風営部

保健風営部長 田向 敏雄

第2回保健風営部会

日時：平成24年9月26日午後3時00分から4時30分

場所：茨城県行政書士会事務局

出席者：飯塚副会長、田向部長、後藤副部長

会議内容

1. 風俗営業許可申請の手引き作成について

(1回目)

東京都行政書士会風俗営業部を視察し説明を受けた風俗営業許可届出ハンドブックの内容、本県

行政書士会が昨年、茨城県警生活安全総務課の協力を得て実施した、風俗営業許可申請研修会の資料等を参考に作成した風俗営業許可申請の手引書原案の全体的な構成、各ページの内容を検討した。

第3回保健風営部会

日時：平成24年10月3日午前11時00分～午後12時00分

場所：茨城県行政書士会事務局

出席者：飯塚副会長、田向部長、後藤副部長

会議内容

1. 風俗営業許可申請の手引き作成について

(2回目)

前回の素案原稿の検討結果に基づき整理した原稿を、再度内容を見て、保健風営部の原稿として

ほぼ確定させたので、茨城県警の担当者等関係者に見てもらい、手引書作成作業を進めていく。

※ 風俗営業許可申請の手引き作成について、会員の皆様のアドバイス、意見等ありましたらお願いします。

国際部

国際部長 橋本 哲

業務研修について

国際部が主催する業務研修が始まりました。今回は、大手企業において海外との商取引に携わっていた鹿行支部の太田実会員を国際部専門委員に招聘し、英文契約書や国際離婚等に関する周辺実務の講義を行っております。

第1回目は10月26日(金)に開催され、タイ王国民商法典と日本の会社法の比較、信用状決済における貿易の流れ、インコタームズ(International Commercial Terms)で表記される運賃・保険付保・費用負担の差異、英文契約書における一般条項などに触れました。



契約書などの文書作成は我々行政書士の専門分野ですが、これを英文にするところまで対応できている事務所は皆無でなかろうかと拝察いたします。しかし、茨城県内の多くの企業が海外進出や貿易を行っている現実を考えると、ビジネスの世界共通言語である英語で契約書等の作成を行うことができる技能知識を研鑽することは、行政書士に対する地域と時代の要請ではないかと感じております。

第2回以降の日程と内容は次の通りです。まだ若干の余裕がございますので、興味がございましたら事務局を通じてご予約ください。(尚、国際部の方針として、行政書士本職の技能知識の向上を念頭においておりますので、補助者の出席はご遠慮願っております。悪しからずご了承ください。)

第2回 11月15日(木)「離婚等の家族関係に関わる英文契約書について」

第3回 12月20日(木)「英文販売契約書について～その1～」

第4回 1月23日(水)「英文販売契約書について～その2～」

第5回 2月14日(木)「海外における会社設立について」

第6回 3月13日(水)「その他の契約書について(代理店契約・知財分野等)、海外取引における英文会計用語について」

場 所 茨城県開発公社ビル3階中会議室4

時 間 午後1時30分から午後3時00分(予定)

国際出入国管理セミナー 参加報告書

国際部副部長 松田 秀幸

去る平成24年10月31日(水)、東京都港区の国際文化会館にて、財団法人入管協会と立命館アジア太平洋大学の主催による、国際入国管理セミナーが開催され、茨城会代表として参加してまいりました。セミナー実施内容は以下のとおりです。

①最近の出入国管理行政について

: 法務省入国管理局 入国管理企画官
妹川光敏 氏

②ロシアにおける出入国管理政策と日本人の渡航手続

: 弁護士 松嶋希会 氏

③インドにおける出入国管理政策と日本人の渡航手続

: インド弁護士 リアナ ロボ 氏

④中国における出入国管理政策と日本人の渡航手続

: 中国弁護士 駱美化 氏

⑤キプロスにおける出入国管理政策と日本人の渡航手続

: キプロス弁護士
マリアンナ・パヴリデス 氏

⑥パネルディスカッション
「諸外国における外国人労働者の受入れの現状と課題」

①に関しては、本年7月9日施行の改正入管法と高度人材ポイント制に関する内容でした。

②～⑤に関しては、各国の出入国管理政策と各国への日本人の渡航手続きについて講義が行われ、日本の入国管理政策とのちがいについて理解を深めるとともに、各国の法制度を知識として得ることができました。

⑥では、会場からも日本の出入国管理政策の在り方や外国人の就労状況等を様々な立場で発言される方が多く、2時間弱のパネルディスカッションの時間がとても短く感じられました。

今回のセミナー参加により、外国の法制度との比較により、日本の出入国管理政策について改めて深く考えることができました。また、外国人労働者の受け入れを考えるにあたっては、まず、日本国内に在留する外国人が働きやすい環境づくりを進めていくことも重要であると考えました。

市民法務部

市民法務部長 安 圭一

職務上請求書の様式改訂に伴う無償差し替えについて

月刊「日本行政」10月号で案内がありました表題の件につきまして、下記のとおり旧様式から新様式への無償差し替えを開始いたします。

お手数をお掛けいたしますが、何卒ご協力よろしくお願いたします。

記

1. 主な様式の変更事項

平成24年7月9日から施行された職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正による、職務上請求書の様式改訂です。外国人住民の住民票の写し等を日本人と同様に各市町村窓口に対して職務上請求することが可能になりました。

【変更点】 様式表面 (4) 本籍 → 本籍又は国籍・地域

2. 差し替え費用

お手持ちの未使用分および一部使用済みの旧様式を新様式と無償差し替えいたします。

差し替え 無料

3. 差し替え方法

新様式は平成25年1月7日(月)より事務局にて、差し替えを開始いたします。お申込については以下の3点をご提出下さい。なお、郵送でのお申込(簡易書留を利用)も受け付けますが、H20年の様式変更時と同様に、送料は自己負担となりますのでご了承下さい。

(ア) 購入申込書(様式2)

(イ) 誓約書(様式3)

様式は本会ホームページからもダウンロードできます。

[本会ホームページ](#) → [会員専用ページ](#) → [各種様式](#) → [職務上請求書購入申込書・誓約書](#)

(ウ) 未使用および一部未使用分がある旧様式職務上請求書

申請方法	会員→茨城県行政書士会	茨城県行政書士会→会員
窓 口	随時受付。(土日祝日を除く) ※	
郵 送	簡易書留郵便 (送料会員負担)	本人限定受取郵便 (送料会員負担: 800円~910円)

※ 使用方法の厳格化が、最近、特に、求められております。

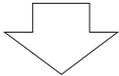
使用済み職務上請求書について不適切と思われる内容がある場合には、事務局ではなく、**市民法務部**による審査を行います。

その場合には審査に数日を要する場合があります。

会員の皆様にはご不便をお掛けして申し訳ございませんが、ご協力下さいますようお願いいたします。

4. 差し替えスケジュール

平成25年1月7日(月) 無償差し替え開始(差し替え後、直ちに使用できます)



平成25年3月31日(日) 無償差し替え終了

※旧様式は、平成25年3月31日まで使用できますが、平成25年4月1日以降使用不可となります。
(詳しくは、日本行政7月号を参照)

5. 参考資料

- 「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」(平成24年7月9日施行)

詳細は日行連HPに掲載されています。

[会員サイトログイン](#) → [関係法令・先例総覧](#) → [会則・基本諸規則等](#)

職務上請求書の使用及び記載方法について(お願い)

職務上請求書を購入する際には、その使用状況を確認することになっております(日行連職務上請求書の適切な使用及び取扱いに関する規則第24条)が、その際、不適切な記載が数多く見受けられますので、改めて職務上請求書の適切な使用及び記載方法についてご説明いたします。尚、不適切な使用が確認された場合には、詳しい確認資料や別途書類の提出をお願いし、場合によっては払い出しの凍結をさせていただくこともありますので、会員の皆様におかれましては職務上請求書の適正な使用の徹底をお願いいたします。以下、記載例を示しながら説明いたします。

様式第1号(第2条第2項関係)
<原紙>
No. * * * * *

戸籍簿本(戸籍法第10条の2第3項) 等職務上請求書
住民票の写し(住民基本台帳法第12条の3第2項)

長 殿 平成 年 月 日

請求の種別	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 除籍 <input type="checkbox"/> 原戸籍 <input type="checkbox"/> 本・抄本の写し <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書
本籍・住所	(1)
筆頭者の氏名 世帯主の氏名	(2)
請求に係る者の氏名・範囲	(3) 列挙 氏名 範囲 年 月 日年 月 日
住民基本台帳法第12条の3第7項による基礎証明書以外の事項	(4) <input type="checkbox"/> 世帯主 <input type="checkbox"/> 世帯主の氏名及び世帯主との続柄 <input type="checkbox"/> 本籍又は国籍・地域 <input type="checkbox"/> その他()
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項
	業務の種類: ①
	依頼者の氏名又は名称: ②
戸籍法第10条の2第1項等、住民基本台帳法第12条の3第1項等による業務を遂行するために必要な場合	(5) <input type="checkbox"/> 権利行使又は義務履行 <input type="checkbox"/> 国等に提出 <input type="checkbox"/> その他正当な理由 ③ 上記に該当する具体的な事由:
提出先又は提出先がない場合の処理	(6) 行政書士会所属
請求者	(7) 事務所所在地 事務所名 行政書士氏名 印
登録番号及び電話番号	(8) 登録番号 第 号 電話番号 - -
補助者	事務所所在地 氏 名 印

日本行政書士会連合会統一用紙
03(3476)0031

○職務上請求書の記載について

①「業務の種類」

行政書士業務として職務上の請求が必要であることが判別できるよう、依頼者からの依頼内容を記入すること。尚、他士業兼業者であっても、他士業業務に行政書士職務上請求書を使用することはできません。

不適切な記載例	適切であると思われる記載例
「自動車登録」、「相続」、「相続手続」、「相続証明」、「親族調査」、「相続登記」、「土地売買調査手続」、「売買」、「贈与」、「役員変更」、「税務申告」など。	「〇〇許可申請書の作成業務」、「自動車登録申請業務」、「相続関係説明図の作成」又は「遺産分割協議書の作成」、「土地売買契約書の作成」、「贈与契約書の作成」、「役員変更を伴う株主総会議事録の作成」、「役員変更を伴う取締役会議事録の作成」など。

②「依頼者の氏名または名称」

行政書士業務の依頼者として適正な記載が必要となります。

不適切な記載例
「ディーラー（自動車販売店）」、「〇〇損害保険（代理店）」、「宅建業者」、「調査会社」、「興信所」など。 → 上記いずれの場合も、行政書士業務のためではなく、単に依頼者の代理人として職務上請求書を使用することとなり不適切であります。

③「依頼者について該当する事由」

3つの□欄のうち、必ずいずれかにチェックを入れて下さい。

④「上記に該当する具体的事由」

この欄への記載の際には、具体的な事由の記載が必要となります。以下に、日行連から提示されている記載例を示します。

記載例 1	車庫証明取得の業務依頼を受けたが、正確な住所を特定できないため、不正確だと自動車登録が出来なくなるので、住所を確認する必要があるため。
記載例 2	業務依頼を受けた自動車登録申請に添付するため。
記載例 3	産業廃棄物処理業許可申請書に住所と本籍の記載及び添付を求められているため。
記載例 4	被相続人〇〇〇〇氏の相続関係を特定するための調査に対し、依頼者の正確な本籍地が必要なため。
記載例 5	依頼者が、被相続人〇〇〇〇氏が平成〇〇年〇〇月〇〇日に死亡したことにより共同相続人の1人となり、遺産分割協議による相続手続を進めるため、被相続人が記載されている戸籍によって相続人を特定し、相続関係説明図を作成することによって明らかにする必要があるため。
記載例 6	依頼者は被相続人△△△△氏の遺言執行者であり、被相続人が平成〇〇年〇〇月〇〇日に死亡したことにより、遺言執行者として職務を行う義務があるが、職務を行うためには被相続人が記載されている戸籍によってその相続人を特定し、相続関係説明図を作成することによって明らかにする必要があるため。

上記記載例でも明らかなおお、「正確な住所の特定」、「～申請に添付」、「相続人を特定し、相続関係説明図の作成」など、具体的な事由の記載をするよう心がけてください。

⑤ 「提出先又は提出先がない場合の処理」

行政書士業務の提出先として適正な記載が必要となります。必ず記入するようにして下さい。

不適切な記載例 1
<p>「法務局」、「税務署」、「家庭裁判所」等 →行政書士法上不適切であることは明らかです。</p> <p>「司法書士事務所」、「税理士事務所」 →上記事務所を通して、最終的に当該書類が法務局や税務署に提出されるとしても、あくまでも依頼者に渡して、依頼者から司法書士等へ渡されるものであるから不適切です。「依頼者本人に提出」とする記載が適切。</p>
不適切な記載例 2
<p>「公証役場」、「〇〇銀行」 →公証役場に遺言所の作成や、任意後見契約の作成を嘱託する場合、銀行において相続手続を行う場合のいずれであっても、あくまで依頼者に渡して、依頼者から渡されるものであるから不適切です。「依頼者に本人に提出」とする記載が適切。</p>

以下、適切と思われる記載例を示します。

適切と思われる記載例
<p>提出先が明確な場合 →「都道府県」、「市町村」、「農業委員会」、「～運輸支局」、「～軽自動車検査協会」、「～警察署」、「地方入局管理局」等。</p> <p>提出先の明記が出来ない場合 →「遺産分割協議書作成」、「内容証明書作成」、「契約書の作成」等、提出先の明記が出来ない場合には、「依頼者本人に提出」と記載して下さい。</p> <p style="text-align: center;"><u>空欄とすることは不適切な使用となりますので、ご注意ください。</u></p>

⑥ 「請求者」

事務所所在地・事務所名・行政書士名を必ず記入の上、職印の押印を忘れないようにして下さい。なお、控えにも同様に押印して下さい。

⑦ 「登録番号及び電話番号」

行政書士証票に記載されている8桁の登録番号（会員番号ではありません。）を記入してください。また、請求先からの問い合わせのため、電話番号も必ず記入してください。

以上のとおり、「職務上請求書」は、行政書士の法定業務に関してのみ、その使用が認められるものであって、一般に行政書士の業務ではない事案には使用できません。

また法定業務を装った請求も当然、不適切な使用となりますので、依頼者の目的を詳細に聴取した上で、適切な使用を心がけるようお願いいたします。

以上、職務上請求書の使用、記載方法について説明をしましたが、職務上請求書の仕組みは、行政書士業務を行っていくうえで必須の制度であることは、ご理解いただけたと思います。しかしながら、不適切な使用が繰り返され、それが発覚することにより、この制度自体が危機を迎えることは想像に難くありません。何卒、趣旨をご理解の上、職務上請求書の適切な使用を重ねてお願い致します。

平成 年 月 日

茨城県 行政書士会
会 長 殿

登録(法人)番号 :
支 部 :
氏 名(法人名称):

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」

購 入 申 込 書

1. 購入部数 (いずれかに○を付すこと。)

1 冊	2 冊	3 冊以上	() 冊
			備考：所属する社員行政書士の数 () 名

※「3冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

2. 業務の種類 (主たる取扱い業務を明記すること。)

3. 添付書類 (添付するものに○をつけること。)

① 誓約書

② 使用済み職務上請求書の控え

<添付しない場合の理由>

- ・初回の購入申込み
- ・紛失 その他 (顛末書により詳細な理由を記載すること)

※以下は記入しないでください。

払出し番号 ~ ~					特記事項
確認印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	

誓 約 書

私（達）は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

1. 私（達）が職務上請求書を取り扱う際の誓約
 - (1) 職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
 - (2) 職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）は行いません。
 - (3) 職務上請求書には、不実の記載をしません。
 - (4) 控えは2年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
 - (5) 廃業の届出その他行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。
2. 私（達）以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約
 - (1) 職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
 - (2) 職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
 - (3) 私（達）の使用人である行政書士又は補助者が、私（達）が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。
3. 上記1又は2に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。
4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。
 - (1) 所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
 - (2) 日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日 付	平成 年 月 日	所属単位会	茨 城 会
登録（法人）番号		会員番号	
氏名（法人名称）	職印		

<以下、単位会記入欄>

払出し管理番号	～
	～

申請取次行政書士管理委員会

申請取次行政書士管理委員会委員長 渡邊 律三

平成24年 1月～同年 6月における申請取次実績報告の集計公表

事業

申請取次行政書士管理委員会

◎「平成24年前期：申請取次実績報告」の提出状況について

平成24年前期の実績報告につきましては、申請取次者皆さまのご協力を得まして、平成24年10月10日現在、対象者170名中、提出者は149名(87.6%)となりました。

未報告者の方は、今からでも結構ですので、報告をお願いいたします。

なお、実績なしの方も、その旨報告してください。

○「平成24年前期：申請取次実績報告」の内容について

当期で関与した国籍数は26カ国と国数では特に変化はありませんでした。

7月9日からの入管法の改正に伴う変化としましては、「在留カードの交付」が追加業務として

入るべきでしたが、報告書式に反映していませんでしたので、当期につきましては、「参考」として掲載させていただきました。

☆平成24年7月9日から、外国人の管理制度が大きく変わりました。

これに伴い、申請に係わる際に、常時携帯義務のある「在留カード（みなし在留カード：旧外国人登録証明書を含む）」を預かるということが発生します。

預かる際には、当該依頼人の日常生活のトラブルを未然に防ぐ為に、「預かり証」を必ず交付してください。書式については、任意で結構です。

なお、入管のホームページ等の情報に留意し、外国人からの相談・業務依頼につきましては、適切・適正なる対応をお願いいたします。

申請取次実績報告 - 実績：有46名 / 無103名 - 回収：149名 / 170名 (87.6%) -
 <平成24年01月～平成24年06月>

H24.10.10 現在

申請の種別	在留資格 認定証明書	資格外 活動許可	変更	更新	在留資格 取得	永住	再入国	就労資格 証明書	合計	(参考) 在留 カード 交付
申請者の国籍	163	1	101	75	1	17	8	2	368	
中華人民共和国	8		8	12		3	3		34	
大韓民国	45		26	50		14	10		145	
フィリピン	14		60	10		4	1		89	12
タイ	1			17			1		19	1
ブラジル	2			1					3	
インド	2		1	3		1			7	
パキスタン	7		4	1	1				13	
ネパール	3		7	2				1	13	
バングラデシュ	2			8	2	1	1		14	
スリランカ	20		32						52	
ベトナム			158	1	1	4			164	
インドネシア				2		1			3	
マレーシア				1			1		2	2
イラン	4		1			3	2		10	
台湾				1					1	
オランダ				1					1	
アメリカ				1					1	
ペルー				1			1		2	3
ロシア			3	8		2			13	
ウクライナ			3	5		1			9	
ルーマニア				4					4	
モリシヤス	1		1						2	
アフガニスタン	1			1					2	
スペイン			1						1	
ラオス	2								2	
北アフリカ(6ヶ国)					20				20	
合計	275	1	406	204	25	51	28	3	993	18